

第 15 回農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 3 年 9 月 7 日（火）午後 1 時 30 分から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
 - 議案第 1 号 農地審議 農地法第 3 条関係について
所有権移転
 - 議案第 2 号 農地審議 農地法第 5 条関係について
農業委員会許可処理案件
 - 議案第 3 号 農地審議 農地転用許可後の事業計画
変更申請承認について
 - 議案第 4 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
 - 議案第 5 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
- 4 協議事項
 - ①農地あっせん事業について
 - ②農地利用状況調査（農地パトロール）
の結果速報値について（別添資料）
 - ③要請決議等（県農業会議発出）への意見について
 - ④農地買受け借受け希望について（別添資料）
 - ⑤農地貸付け売渡し希望について（別添資料）
- 5 その他
 - ①全国農業新聞表彰規程に基づく記念品の交付
（ギフトカードの受領）について
 - ②当面の日程について
 - ③その他

6 出席農業委員（11人）

唐澤喜廣	丸山芳雄	征矢昌博	伊藤篤
唐木義秋	松澤良行	有賀晴彦	伊藤良夫
北爪秀夫	後藤幸子	高木繁雄	

7 欠席委員

--	--	--	--

8 議事録署名委員

北爪秀夫	後藤幸子
------	------

9 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	渡邊健寛	唐澤茂
------	------	------	-----

10 出席事務局職員

事務局長	有賀仁志	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子		

唐澤会長代理	<p>開会</p> <p>本日の出席の状況ですけれどもご覧の様に農業委員も農地利用最適化推進委員と共に全員の出席を頂いております。会議規則第6条の規定によりまして、この総会は成立をしておりますので、ただ今から第15回農業委員会総会を開会致します。</p>
高木会長	<p>会長挨拶</p>
事務局長	<p>会議規則第4条の規定により、以降、高木会長に議長となつていただき進行願います。</p>
議長	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本総会の議事録署名は、北爪秀夫委員と後藤幸子委員を指名します。</p>
事務局	<p>1 報告事項</p> <p>①農地法第3条の3の規定による届出について報告。</p> <p>5件16筆</p>
議長 委員一同	<p>番号3-29から番号3-33につきまして質問等、何かございますか。</p> <p>(特になし)</p>
議長 委員一同	<p>特にない様ですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p>
議長	<p>報告事項①につきましては、全て受理と致します。</p>
事務局	<p>②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告。</p> <p>5件14筆</p>
議長 委員一同	<p>番号3-25から番号3-29につきまして質問等、何かございますか。</p> <p>(特になし)</p>
議長 委員一同	<p>特にない様ですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p>
議長	<p>報告事項②につきまして、5件受理と致します。</p>
事務局 議長	<p>③ [] の転用許可について報告。</p> <p>7月の総会の中から審議をして参りました [] の増築についての転用許可でございます。今、事務局の方から説明があったとおり9月1日付で許可が下りたという報告でございます。何かございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>特にありませんか。</p>
委員一同	<p>(はい)</p>

議 長	報告事項③につきましても受理と致します。 それでは、報告事項は以上で終わります。
議 長	2 議事 議案第1号 農地審議 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題とします。
事務局	朗読 上程 番号3-9、番号3-10は議案書と意見書にありますとおり、農地法第3条の許可要件の全てを満たしております。
議 長	地区担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 番号3-9につきまして、伊藤篤委員の説明を求めます。
伊藤篤委員	地図は4ページになりまして、[] という所になります。この土地は前々から耕作者若しくは買受人を探していた土地でありまして、[] 購入するという事です。理由と致しましては、この土地から1枚おいて北側の2枚の農地が[] 農地で、そこに入っていくには、線路際にしか道がないので他の方を買われてしまいますと、都合が悪くなってしまふということで、ここの農地を取得するという事になりました。以上です。
議 長	耕作面積もここを入れて [] ㎡という事で、ぎりぎり良いのかなあという事になりますけれども、番号3-9につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議 長	特にない様でございますので、番号3-9につきまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	「異議なし」と認めます。 番号3-9につきましては「許可相当」とします。
議 長	番号3-10につきまして唐澤喜廣委員の説明を求めます。
唐澤喜廣委員	地図は5ページになります。ここの2筆になりますけれども、1筆の [] の所は、北爪委員の管轄の所ではありますが、私の所に [] 説明に来られましたので私の方から一括で説明をさせていただきます。譲渡人の [] と譲受人の [] として、 [] 農業をしていて、 [] いるという関係から、将来にわたって農業をやるという証明というか、手続上必要という事で [] 土地を [] の名義にするということです。
議 長	番号3-10につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議 長	特にない様でございますので、番号3-10につきまして可としてよろしい

委員一同 議長	<p>でしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>「異議なし」と認めます。</p> <p>番号3-10につきましては「許可相当」とします。</p> <p>以上で議案第1号は終わります。</p>
議長 事務局	<p>議案第2号 農地審議 農地法第5条関係(農業委員会許可処理案件)についてを議題とします。</p> <p>朗読 上程</p> <p>番号1から番号7は議案書と意見書にありますとおり、農地法第5条の許可案件の全てを満たしております。</p>
議長 丸山芳雄委員	<p>地区担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。</p> <p>番号1につきまして、丸山芳雄委員の説明を求めます。</p> <p>位置図は、会議資料の6ページになります。申請地は国道から西に少し入った所で、周りには住宅が建っている所です。それから今回の申請は、先ほど事務局から説明がありましたけれども、計画変更により再度申請書が提出された案件です。最初は、譲渡人の■■■■建売住宅を建てると言って買って許可を取ったのですが、新たに■■■■共同住宅を建てるという事で、再度の申請という事になります。共同住宅の規模は、1階に2戸、2階に2戸の4世帯入る共同住宅を2棟建てるという計画になっております。それから上下水道につきましては、村営の水道に接続をするという事でありまして、それから雨水排水につきましては、敷地内での処理をするという事です。それから隣地との境につきましては、フェンス等を設置して境界はしっかり分かる様にするという事です。</p>
議長 丸山芳雄委員 事務局	<p>番号1は、計画変更という形でございます。建売住宅という事で許可が下りていたのをアパートに変更という形の様でございます。実際に建売住宅という事で許可は下りていたわけですね。</p> <p>一度、許可が下りています。</p> <p>一度許可が出て所有権の移転だけ■■■■にされていたのですが、■■■■が建売住宅を建てる事が出来ないという状況になってしまったので、今回新たに■■■■にお譲りするという5条申請と計画変更が同時に出ています。転用事業者が■■■■に変わるという事と、建売住宅が共同住宅に変わるという内容です。</p>
議長	<p>はい、そういう事でございますけれども番号1につきましてご質問、ご意見等はありませんでしょうか。</p>
委員一同 議長 委員一同 議長	<p>(特になし)</p> <p>特にありませんか。番号1につきまして可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>「異議なし」と認めます。</p>

議 長 征矢昌博委員	<p>番号1につきましては「許可相当」とします。</p> <p>番号2につきまして、征矢昌博委員の説明を求めます。 位置図は会議資料の8ページになります。塩ノ井の国道でセブンイレブンがありますが、その裏側が今回の該当地になります。申請地の北と西側には住宅が建っていきまして、ここの分かれている道の両方共に上下水道が通っているという所でありまして、譲渡人の■■■■さんは、■■■■で農業するのをなるべく減らしていきたいという事で、今回、■■■■のアパートに住んでいる方が、住宅を建設したいという事でお譲りするという事です。雨水は地下浸透で処理をするという事で、周りの農地等につきましては特に影響はないという事でありまして。</p>
議 長 委員一同 議 長	<p>番号2につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。 (特になし) 特にない様でございますので番号2につきまして、可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同 議 長	<p>(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号2につきましては「許可相当」とします。</p>
議 長 唐澤喜廣委員	<p>番号3につきまして、唐澤喜廣委員の説明を求めます。 地図は会議資料の10ページになります。ここは西部保育園と西部地区館から概ね500m以内の水管等埋設道路沿道という事で第3種農地でありまして。会議資料の10ページを見て頂きますと、ここの周りには、ずうっと住宅が建っていきまして、特に問題はないかと思えます。</p>
議 長 委員一同 議 長	<p>はい、第3種農地という事で、特に問題はないという事でございます。番号3につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。 (特になし) 特にない様でございますので番号3につきまして、可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同 議 長	<p>(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号3につきましては「許可相当」とします。</p>
議 長 唐澤喜廣委員	<p>番号4につきましても唐澤喜廣委員の説明を求めます。 地図は会議資料の12ページになります。事務局からも説明がございました様に農振除外された土地でございまして、譲受人である■■■■の家を建てるという案件でございまして、町中でございまして上下水道もそれを使うという事でありまして。</p>
議 長	<p>番号4につきまして何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。</p>

委員一同 議 長	(特になし) 農振除外をされた後での転用という事でありませう。番号4につきては可としてよろしいでせうか。
委員一同 議 長	(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号4につきては「許可相当」とします。
議 長 唐澤喜廣委員	番号5につきては唐澤喜廣委員の説明を求めます。 申請地の地図は会議資料の14ページになります。北殿と大泉の境になりまして、吹上線の北側になります。住宅の中にある一画でございまして、ここは第2種農地という事でございます。住宅の中にございまして上水道、下水道と公共のものを使っていき、雨水につきては地下浸透と、こういう内容でございますので、この案件につきては特に問題はないと考えております。
議 長 委員一同 議 長	番号5につきては何かご質問、ご意見等ありますか。 (特になし) 特にない様でございますので、番号5につきては可としてよろしいでせうか。
委員一同 議 長	(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号5につきては「許可相当」とします。
議 長 有賀晴彦委員	番号6につきては、有賀晴彦さんの説明を求めます。 地図は会議資料の16ページになります。東側の家と書いてある場所が、この間転用の許可が下りた所で、今、住宅を建築しているところでありませう。この辺は、遊休農地になりかかっていた様な所なので、特に問題はないかと思ひます。
議 長 委員一同 議 長	番号6につきては何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。 (特になし) 特にない様でございますので番号6につきては、可としてよろしいでせうか。
委員一同 議 長	(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号6につきては「許可相当」とします。
議 長 有賀晴彦委員	番号7につきては有賀晴彦委員の説明を求めます。 地図は同じく会議資料の16ページになります。この件につきては、次の議案第3号で出てくる計画変更と関係してきませうが、譲受人の 赤で囲ってある所を駐車場として使うという事になっております。こ

	<p>の辺りにつきましては■■■■の土地を■■■■今、造成をして色々とお作りしておりますし、周りの農地も特に問題はないかと思います。それで申請地の北の土地の計画変更につきましては、ちょっと次の案件の話になりますけれども一応、説明をしてしまいますと、以前ここに倉庫を建てるという事で農地転用がされていましたが、本人曰く「倉庫を建てようかと思っただけで、建てて入れるほど物がなかったため、普通の物置小屋程度で済んでしまいそのまま放置をしたままです。この土地を買うのを契機にここは家庭菜園に、現在も家庭菜園みたいになっていますが、そこを家庭菜園として正式に申請したい」という事の様です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、そういう事で今、議案第3号の方も説明を頂いてしまいましたけれども、番号7につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。</p>
<p>委員一同 議長</p>	<p>(特になし) 特にない様でございますので番号7につきまして、可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同 議長</p>	<p>(異議なし) 「異議なし」と認めます。</p>
	<p>番号7につきましては「許可相当」とします。 以上で議案第2号は終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更申請承認についてを議題にします。</p>
<p>事務局</p>	<p>朗読 上程 1件1筆</p>
<p>議長</p>	<p>議案第3号につきまして担当委員の有賀晴彦委員ですが、先ほど議案第2号の時に補足説明を頂いておりますので、議案第3号につきまして何かご意見、ご質問等がありますでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>ちょっと私も分からないところがあるのですが、第1種中高層住居専用地域というのは簡単に言うと、説明できますか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>都市計画の用途の関係です。床面積や高さなどの制限がかかっており、店舗等は2階以下のものとなっています。</p>
<p>議長</p>	<p>今回の案件では関係はなさそうですが、議案第3号につきまして他にご質問、ご意見等がありますでしょうか。</p>
<p>委員一同 議長</p>	<p>(特になし) 特にない様でございますので、議案第3号につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同 議長</p>	<p>(異議なし) 「異議なし」と認めます。</p>
	<p>議案第3号につきましては「決定」する事とします。</p>

議 長	議案第4号 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議題にします。
事務局	朗読 上程 4件7筆 以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。
議 長	4件ありましてその全てが新規でございます。番号3-79 から番号3-82につきまして何かご質問等ありましたらお願い致します。
事務局	JAの円滑化事業が終わり、それが中間管理事業の方へと移っているという事であります。どのくらい移行していくかですが、そちらを事務局側や中間管理の担当の方で進めていくのも大事ななあと思っているのですが、中間管理を使うか利用権設定にするのかというのは、当事者同士の決定によってしまう事もあるのですが、もしかすると事務手続が利用権設定の方が楽ですというイメージがあるので、どうしてもそちらに流れてしまうという印象があると思います。これから委員さん達の方でも進めて頂けたらと思います。
唐澤喜廣委員	やっぱり中間管理事業のメリットというのが考えられないのですよね。手続は結局、地権者と中間管理機構が契約をして、それからまた中間管理と借りる人が契約して手続が非常に複雑というか手間がかかるのですよね。それと何かメリットがあればね。
事務局	メリットは、お金のやりとりを中間管理機構がやってくれるというところがあるので、一度やってしまえばかえって良いのかなあと思ったりもするのですが、最初の入り口でどうしても利用権の方が簡単なので、それから使用貸借権の場合は中間管理は使えないので、お金の関係がある場合のみになります。
議 長	あの、特にどうこう言うわけではないですけども、中間管理はどうかなあという事で、今、事務局の方からもそういうご指摘がきているので、どうかしたいなあという気持ちもありまして。事務局の方が多分、皆さんよりどうですかと進める機会が多いかと思えます。私も1回やった事がありますが、そんなに書類に時間がかかるとは思いません。それでは番号3-79 から番号3-82につきまして可としてよろしいですか。
委員一同	(異議なし)
議 長	「異議なし」と認めます。 番号3-79 から番号3-82につきまして「決定」する事とします。 以上で議案第4号は終わります。
議 長	議案第5号 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題にします
事務局	朗読 上程

	<p>4件9筆 以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3号の各要件を満たしています。</p>
<p>議長 唐澤喜廣委員 議長 委員一同 議長 委員一同 議長</p>	<p>番号3-83につきまして担当委員の唐澤喜廣委員、補足説明はありますでしょうか。 補足する事は特にありません。 番号3-83につきまして何かご意見、ご質問等がありますか。 (特になし) 特にない様でございますので、番号3-83につきまして可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号3-83につきましては「決定」する事とします。</p>
<p>議長 有賀晴彦委員 議長 委員一同 議長 委員一同 議長</p>	<p>番号3-84につきまして担当委員の有賀晴彦委員、何か補足説明はありますでしょうか。 補足をする事は特にございません。 番号3-84につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。 (特になし) 特にない様でございますので、番号3-84につきまして可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号3-84につきましては「決定」する事とします。</p>
<p>議長 唐澤茂委員 議長 委員一同 議長 委員一同 議長</p>	<p>番号3-85につきまして担当委員の唐澤茂委員、何か補足説明はありますでしょうか。 補足をする事は特にございません。 番号3-85につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。 (特になし) 特にない様でございますので、番号3-85につきまして可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号3-85につきましては「決定」する事とします。</p>
<p>議長 菅家美果委員</p>	<p>番号3-86につきまして担当委員の菅家美果委員、何か補足説明はありますでしょうか。 補足をする事は特にございません。</p>

<p>議 長 委員一同 議 長</p>	<p>番号3-86につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。 (特になし)</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>特にない様でございますので、番号3-86につきまして可としてよろしい でしょうか。 (異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議なし」と認めます。 番号3-86につきましては「決定」する事とします。 以上で議案第5号は終わります。 議案審議は全て終了します。</p>
	<p>3 協議事項</p>
	<p>①農地あっせん事業について</p>
	<p>1件3筆</p>
<p>事務局 議 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん選定調書について説明をする。(会議資料P19~P21) ・補足説明をする。 ・不適切な事実はないという事ですので、このあっせん事業を進めていく 事とする。
<p>事務局</p>	<p>②農地利用状況調査(農地パトロール)の結果速報値について(別添資料)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度、農地パトロールの結果(速報値)について説明をする。 (別添資料・地区別にて配布) ・補足説明をする。
<p>議 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払交付金の概要について説明をする。(別添資料P1~P4)
<p>耕地林務係 (堀正弘)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金の構成、地区活動組織の概要等)
<p>議 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明、質疑、応答をする。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・荒廃農地の公表について説明をする。
<p>議 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。
<p>議 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協議の結果、地権者の了承を得ながら、荒廃農地の公表をしていく事と する。
<p>議 長</p>	<p>これより10分ほど休憩時間にしたいと思います。</p>
	<p>(休憩時間)</p>
	<p>(3時40分再開)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは時間になりましたので、総会を再開したいと思います。</p>
	<p>③要請決議等(県農業会議発出)への意見について</p>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・送付済みである令和3年度県農業会議農地等利用最適化推進施策に関する 改善意見に対する(素案)、第6回長野県農業委員会における要請決議

議 長 渡邊健寛委員	<p>(素案) への意見照会について確認をする。</p> <p>(資料1、資料2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。 ・非農地判断への対応についてのところで、そんなに非農地判断を促進しないでほしいと意見を述べる。
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・こちらから県農業会議の方へその部分を強調してもらえるのか意見として挙げてみたいと思います。 ・協議の結果、資料1、資料2の素案については承諾をされた。
事 務 局 議 長	<p>④農地買受け借受け希望について (別添資料)</p> <p>1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地買受・借受希望申出書について説明をする。(別添資料P1) ・補足説明をする。 ・地元委員が中心となって、全委員協力をして農地を探す事とする。
事 務 局 議 長	<p>⑤農地貸付け売渡し希望について (別添資料)</p> <p>1件9筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地貸付・売渡希望申出書について説明をする。(別添資料P1~P8) ・補足説明をする ・所有者の意向を配慮すると売却の方が望ましいですが、地元委員を中心に全委員協力をして探すようお願いします。
事 務 局	<p>4 その他</p> <p>①全国農業新聞表彰規程に基づく記念品の交付により、ギフトカード(5千円分)を受領したことを報告する。 (ギフトカードは、事務局で預かる)</p>
事 務 局	<p>②当面の日程について説明をする。</p>
事 務 局 事 務 局 事 務 局 事務局長	<p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者年金携帯パンフを配布する。 ・農業議会だより vol. 13 を配布する。 ・食料自給率について調査報告をする。(会議資料P22) ・諸連絡をする。(大雨による農作物被害について、秋の安全週間等)
議 長	<p>以上で議長の職を解かせていただきます。</p>
唐澤会長代理	<p>閉 会</p> <p>以上を持ちまして、第15回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

(午後4時38分終了)

以上、第15回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和3年9月24日

議長 高木 繁 雄



議事録署名委員 北爪 秀 夫



議事録署名委員 後藤 幸 子



